附則第二十八条並びに第三十条第一項及び第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第三十二条第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第三十四条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同項の表中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第三項第一号及び第四項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第三十五条第一項、第三十六条及び第三十七条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に改める。

附則第三十八条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等（」を「元年軽減対象資産の譲渡等（」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等の」を「元年軽減対象資産の譲渡等の」に、「（三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「（元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同項第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等の」を「元年軽減対象資産の譲渡等の」に、「（三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「（元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同項第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第四項、第五項ただし書及び第六項ただし書中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第三十九条第一項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等を」を「元年軽減対象資産の譲渡等を」に、「三十一年適用日」を「元年適用日」に改め、同項第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第四十条第一項及び第三項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に改める。

附則第四十四条第一項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改め、同条第二項及び第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第四項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第四十五条の見出し中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第一項中「平成三十五年九月一日」を「令和五年九月一日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第四十六条の見出し中「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改め、同条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第四十七条から第四十九条までの規定、附則第五十条第一項から第四項までの規定及び附則第五十一条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第五十二条第一項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改める。

附則第九十三条第二項中「連結事業年度」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」に改め、同項の表第一項第二号の項を次のように改める。

第一項 第二号	連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に

附則第九十三条第二項の表第三項から第七項までの項中「第七項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十八条の四十八第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四十八第一項
第七項	第六十八条の四十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四十八第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が
	により、当該	により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む
	場合を含む。）	場合に

附則第九十三条第二項の表第十二項の項中「第六十八条の四十八第一項」を「第五十五条第十一項」に、「旧効力措置法第六十八条の四十八第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十一項」に、「第六十八条の四十八第一項」を「第五十五条第十一項」に、「旧効力措置法第六十八条の四十八第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十一項」に改め、同表第十六項の項中「第五十六条第一項」を「第五十五条第十二項」に、「旧効力単体措置法第五十六条第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項」に改め、同表第十七項の項中「第五十五条第十五項」を「第五十六条第一項」に、「令和二年旧措置法第五十五条第十五項」を「旧効力単体措置法第五十六条第一項」に改め、同表第十六項の項中「第五十六条第一項」を「第五十五条第十九項」に、「旧効力単体措置法第五十六条第一項」を「令和二年旧措置法第五十五条第十九項」に改め、同表第十七項の項中「第五十五条第十九項」を「第五十六条第一項」に、「令和二年旧措置法第五十五条第十九項」を「旧効力単体措置法第五十六条第一項」に改める。